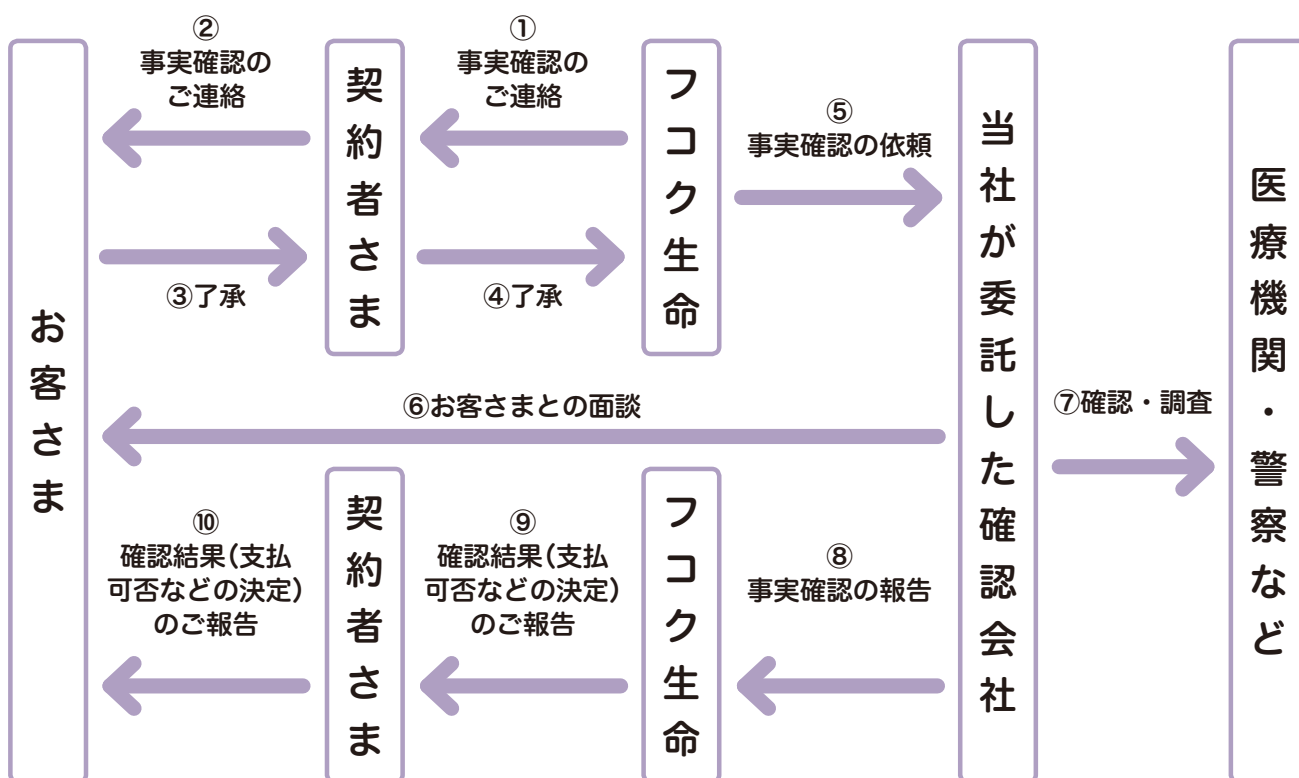


ご請求内容に関する事実の確認について

ご提出いただいた書類を拝見した結果、ご加入前の健康状態、障がいの状態、事故の原因などについて、詳細な「確認」・「調査」（医療機関・警察への確認を含みます。）および「照会」（以下「事実の確認など」）をさせていただきます場合があります。

その場合は、事前に契約者（企業・団体など）さまにご連絡します。契約者さまから、被保険者や受取人にご連絡をいただいたうえで、当社より委託した確認会社の担当者がお伺いいたします。

事実の確認の主な流れ



- ・「事実の確認など」をさせていただきます場合には、通常45日、特別な照会や調査が必要な場合は、その種類により60日または180日以内にお支払いします。
- ・「事実の確認など」に時間がかかり、お支払いが遅れることがあります。上記の日数以内にお支払いができなかった場合には、お支払いすべき金額に、法令に定められた所定の遅延利息をあわせてお支払いします。
- ・必要な事実の確認に際し、契約者、被保険者、受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは当該事実の確認が遅延した期間の遅延の責任は負わず、その間は保険金などを支払いません。
- ・「事実の確認など」の結果、最終的にはお支払いできない場合もあります。主な事例については「第4章 保険金・給付金のお支払いについて」をご参照ください。